身体障害者の範囲

法別表(第4条，第5条，第16条関係)では，身体障害者の範囲を下記のとおり定められています。

|  |
| --- |
| 別表（第4条，第5条，第16条関係）一　次に掲げる視覚障害で，永続するもの1 　両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい，屈折異常がある者については，矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が，それぞれ0.1以下のもの2 　一眼の視力が0.02以下，他眼の視力が0.6以下のもの3 　両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの4 　両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの二　次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの 　1 　両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの 　2 　一耳の聴力レベルが90デシベル以上，他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの 　3 　両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パ－セント以下のもの 　4 　平衡機能の著しい障害三　次に掲げる音声機能，言語機能又はそしゃく機能の障害 　1 　音声機能，言語機能又はそしゃく機能の喪失 　2 　音声機能，言語機能又はそしゃく機能の著しい障害で，永続するもの四　次に掲げる肢体不自由1 　一上肢，一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの2 　一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの3 　一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの4 　両下肢のすべての指を欠くもの5 　一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で永続するもの6 　1から5までに掲げるもののほか，その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害五　心臓，じん臓又は呼吸器の障害その他政令で定める障害で，永続し，かつ，日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの |

なお，別表の五に規定する「その他政令で定める障害」については，法施行令に次のように定めら

れています。

|  |
| --- |
| 政令で定める障害第36条法別表第五号に規定する政令で定める障害は，次に掲げる機能の障害とする。一　ぼうこう又は直腸の機能二　小腸の機能三　ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能　　 四　肝臓の機能 |